

奈良県内で受診する場合の費用の請求について

1. 奈良県内の医療機関や助産所で妊婦健康診査を受ける場合、まずは補助券を使用してください。窓口で自己負担額が発生した場合、その分を償還払いします。
下記をご覧になり請求の手続きをしてください。なお、領収書などが申請に必要です。処分せずに、申請時まで保管しておいてください。

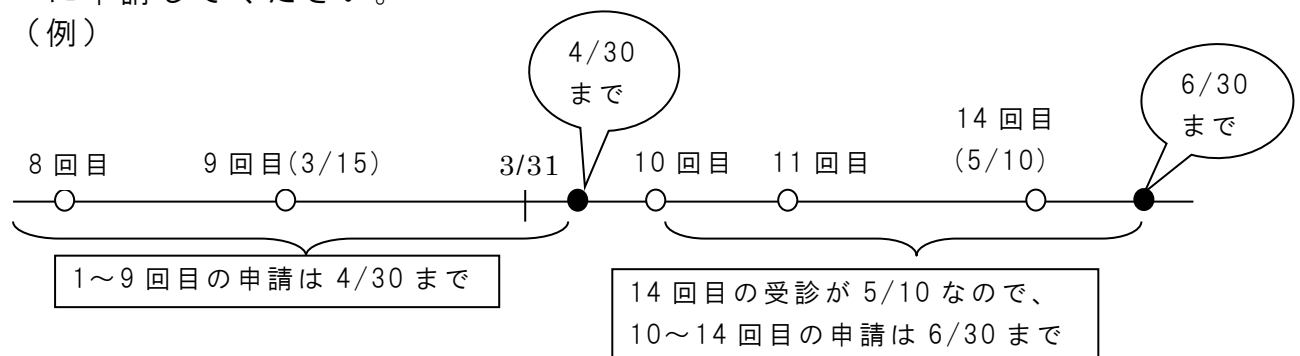
2. 申請に必要なもの

- ① 妊婦健康診査費用請求明細書
- ② 医療機関または助産所発行の領収書と診療明細書
(受診者氏名、受診日、金額、医療機関所在地などが確認できる領収書)
- ③ 母子健康手帳
(領収年月日と同受診日の妊婦健診受診結果の記載のあるもの)
- ④ 印鑑(朱肉を使うもの)
- ⑤ 申請者本人名義の通帳またはそのコピー

3. 申請ができる期間

最後の健診を受診した日から1か月経過した日が属する月の末日まで。
※妊婦健診が年度をまたぐ場合、3月31日までのものは、4月末日までに申請してください。

(例)



4. 支払額

妊婦健康診査補助券を使用し、さらに自己負担額発生した場合、申請者本人名義の銀行口座へ振り込みます。

